

子ども手当 を 新設

子育て世代の職員の大きな力に。
“次世代を担う子どもたちを懸命に支えるあなた”を支える。



子ども1人当たり 5,000円/月

受給対象者：所得税法上の扶養の範囲内にある18歳未満の子どもを持つ常勤職員

支給開始：2019年1月給与から

<運用上の詳細について>

- ・満18歳を迎える誕生日の属する年度の年度末まで支給されます。
- ・18歳未満であっても自身の扶養に入れない場合は、支給対象から外れます。
- ・自身の扶養で、かつ18歳未満であっても、子どもの収入が103万円以上になる場合は、支給対象から外れます。
- ・18歳未満であっても子どもが就職した場合は、支給対象から外れます。
- ・申請内容は、毎年の年末調整書類（扶養控除申告書の内容）と照合します。
- ・申請を受け付けてからの支給となります。受給条件に該当していても申請が無い場合、溯っての支給はありません。



詳細は申請書を参照ください。本手当受給には所定の様式にて申請をお願いします。

運用の詳細については法人本部まで

社会福祉法人 麗寿会